

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (6) (2 4 . 1 定)			
日 時	平成 2 4 年 3 月 7 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 0 6 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	山田委員長、川畑副委員長、秋元・中村・高橋・濱本・山口・ 新谷・佐々木（茂）各委員		
説 明 員	水道局長、総務・財政・建設各部長、建設部・水道局両参事 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、新谷委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。成田委員が中村委員に、松田委員が高橋委員に、酒井委員が佐々木茂委員に、斎藤博行委員が山口委員に、中島委員が新谷委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、建設常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、一新小樽、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

一新小樽。

○中村委員

◎除排雪の状況について

それでは、まず除雪・排雪のことからお尋ねしていきます。

先般、除雪費の補正予算もついて、今年の雪の降り方は例年に比べても少し多いのではないかというふうに私たちも見ているわけですが、現時点で市内の除雪・排雪の状況、体制、どのように進められているのか、この辺をまず報告いただきたいと思います。

○（建設）雪対策課長

今年度の現時点までの除排雪についてでございますけれども、まず今年度の初雪は11月14日となっております。また、除雪車は11月21日から22日にかけて初出動しております。ロードヒーティングにつきましては11月14日から稼働しております。また、降雪量ですけれども、昨日3月6日現在で、平成23年度は593センチメートルでございます。18年度から22年度の過去5年間の平均では503.8センチメートル、平均と比較しますと、昨日の段階では89.2センチメートル多い状況になっております。

今年度におきましては、11月も54センチと降雪が多かったものですから、今年は1月6日から排雪作業に入っております。今、排雪作業が終わりましたので、順次雪割り作業とか、あと暖気を迎えていますので水切り作業とざくざく路面の解消等の作業を行っているところでございます。

○中村委員

今年は例年の平均よりかなり多いですね。補正予算がついたわけですが、これで何とか最後まで間に合いそうだといいですね。

特に今年の雪の降り方なのですが、色内に倉庫などがありますけれども、ふだん積もっていない、例えば屋根のてっぺんのほうなどでもかなり雪が積もっていて、例年と比べて降雪量も多いのですが、降り方そのものも違うのかなど。その地域によって、特に西小樽方面はどうだとか、東小樽はどうだ、山の高いほうはどうだとかというようなその辺の違いというのは、何か例年に比べて今年は特徴というのはありますか。

○（建設）雪対策課長

地域の特徴につきましては、やはり最上方面とか、天神方面とか、そちらのほうは多い状況でございます。私どもで管理しているのは、潮見台の気象庁のデータで管理させていただいております。

○中村委員

そういう地域的なことは大体例年と大差ないという感じでよろしいですね。

例年より雪が多いと。それで、限られた予算内でやるわけですから、なかなか市民の要望にこたえられない部分もやはりあるかと思うのですけれども、今年度の苦情、要望の傾向というのはどうですか。例年に比べて多い、

少ない、あるいはこういう傾向の要望が今年が多いといったような、何か特徴はありますか。

○（建設）雪対策課長

苦情・要望といたしましては、私どもは市民の声として集計しておりますが、平成24年2月29日現在で2,696件の市民の声がございます。そのうち、多いのがやはり除雪の依頼、次に排雪依頼、その次に除雪後の苦情、砂箱の砂補充依頼となっております。件数につきましては、23年度、除雪依頼が791件、排雪依頼で545件、除雪後の苦情としては394件、砂箱の補充として175件、まだ2月29日段階ですけれども、昨年より少々多い状況にあります。

○中村委員

除雪後の苦情、これは例えば除雪してもらったけれども、この辺が残されていたとか、除雪の仕方が十分ではないとか、あるいは除雪もやり方がいろいろあると思うのです。例えば一つの通りにグレーダなどで除雪に入ってきます。片側の雪の量ともう片側の雪の量が違って、これも今年聞いたのですけれども、向かい側のほうが雪が少ないのに、こちら側のほうが多いのだとか、そのような苦情もあるわけですね。除雪は入ったのだけれどもという、そういう苦情もあります。この辺は、オペレーターのテクニックもあるのかもしれませんが、ちょっと工夫を凝らせばそういう苦情は出なくて済むのかなという感じもするのですけれども、なかなか大変ですね。現場へ行って、私もずいぶん長い間、見てきましてけれども、路線の幅もありますし、1回グレーダで入って行って、道路に左右均等に置いていく、それから例えばロードヒーティングの段差があるところでもかたくなります。そういうかたくなった雪を除雪で砕いて押していくときに、その直後の家のところにはどうしてもかたくて大きいものが置かれていきます。そういうところではやはり何とかしてほしいとか、もっと下のほうまで満遍なく置いていくとかがかたかたというふうな、そういう細かな苦情までお聞きしましたけれども、そういったかなりきめ細かくやっているのはわかります。苦情も千差万別だと思うのですが、特に多い苦情というのは、どのような苦情だったのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

やはり苦情といたしましては、除雪後の置き雪になろうかと思えます。置き雪でも、例えば均等に置ければ一番いいのですけれども、特に狭い道路は往復する場合、仮にグレーダが入ったとしたら、ブレードが道路の半分以上行きますので、当然入ったほう側に寄せてしまう。また戻ってくる時には少なくなるというふうなのです。あと坂道を下から上るとしたら、やはり上がりで荷重がかかりますので、少しでも荷重がかからないように、上りのときには上る方向は刃を少なめに向けるとか、そういう対策をしているのですけれども、やはり置き雪に対してはかなりの苦情が来ていますし、我々も御理解をいただけるようお願いしている状況ではございます。

○中村委員

大変よくわかります。それで、新しい動きとして、置き雪対策としまして、除雪班が入っていった後に人的にある程度対応していくというふうな冬の前にお聞きしていたのですけれども、その体制というのはどのような体制で、今回どのような効果を発揮したのか、稼働したのか、その辺の状況をお知らせいただけますか。

○（建設）雪対策課長

置き雪対策でございますけれども、これは全世帯をやっているわけではなくて、体の不自由な方、高齢者を限定して今試行しております。条件といたしましては、平成22年度の福祉除雪登録世帯と新規で23年度の福祉除雪登録世帯に登録された方の中から、市道の除雪、1種路線、2種路線、3種路線に面している方を選定といたしますか、御案内して、除雪の試行を希望するかどうかを伺いまして、希望する方に人力作業で2人1組になってすぐ脇に1メートルから2メートルほど間口をあけるという作業で、23年度におきましては248世帯に試行しております。内訳といたしましては、1種路線で52世帯、2種路線で130世帯、3種路線で66世帯ほど行っている状況でございます。

○中村委員

その方たちの評判というのはどうなのですか。

○（建設）雪対策課長

苦情は今 1 件も来ていない状況ですので、我々の解釈としては、評判はいいのかという感触は持っています。

○中村委員

たぶん満足されているという評価なのでしょう。

この 2 人 1 組で、今、福祉除雪を対象にということなのですから、福祉除雪の対象世帯の状況を見ながら、このやり方というのはもう少し全市的に拡大していけないものなのかなど。これはちょっと大変かもしれないけれども、評判がいいのであれば、人的なことである程度、除雪の後ろを行ってカバーしていくというようなことがいいのであれば、これは今、全面的に業者委託 100 パーセントでやっていると思うのですけれども、そういうきめ細かな除排雪のグレードを少し上げるといふか、そういう検討というのはどうなのでしょう。

○（建設）雪対策課長

全市的にということですから、中には私道もありますし、道道、国道もありまして、現在は小樽市道に面しているところをやっておりますので、以前にもお話がありましたけれども、今後、福祉部とも調整をしなければならぬ部分もあると思っています。

○中村委員

このことに関しては、まだいろいろ今後に向けての課題ということで、検討していただければと思います。

それから、先ほど話しましたけれども、ロードヒーティングのあるところで、どうしても斜面になっている下のところがかたくなって、かたい氷が増えていきます。段差を解消するためにそのかたい雪を取り除くだけでも、そういう雪を取り除くときに、除雪でかたい大きな塊をごろごろと置いていくということよりも、何とか排雪のタイミングと合わせて、それを削り取ったときに排雪と一緒に持っていくというような工夫を凝らせないのか、それもテクニックなのでしょうけれども、そういったことはできないものなのでしょう。

○（建設）雪対策課長

ロードヒーティングの段差解消ですけれども、ステーションで解消する場合と、私どもはステーションの地域総合除雪と別発注でロードヒーティング等の段差解消の委託もしておりますので、そちらのほうでとるのですけれども、ただロードヒーティングの段差は日々成長するものですから、気がついたほうといいますか、できるだけ早く解消ということで、ステーションのほうの除雪でやる場合もありますし、こちらのほうで手に負えなければ別のほうでやる場合もありますので、今後、置き雪といいますか、氷に関しましては、気をつけていきたいとは思っています。

○中村委員

かなり一生懸命やっているとは思いますが、可能な限りそういう配慮といいますか、工夫を凝らしていただければと思います。

それからもう一点、これもやはりよく苦情というか、要望を受けるのですけれども、市道と道道の交差する部分、道が除雪・排雪でやっていくところと、市が除雪・排雪をやっていくところが交差する部分というのがどうしても、絶好のタイミングですばっと雪がなくなるといふか、どちらかが早ければどちらかが遅いタイミングでやってくる。何となく境界線というのは残ってしまう傾向があるように思うのです。私の住む地域が特にそういう線形でそういう状況なのかもしれませんけれども、市はもう全面的に業者委託、道も業者委託しているのですけれども、市にお願いする、あるいは道にお願いするといった場合の意思の疎通がスムーズにその現場に反映されるかという、なかなかスムーズにいかないような感じのところも見受けられるのです。その辺、少し課題があるかという感じがするのですけれども、過去はそういうことでずいぶん町内からも言われたこともあるのですが、今年は大変よかったように思います。何か工夫を凝らしたところというのはあるのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

工夫というよりも、年に 2 回から 3 回、国と道と市の担当者の連絡会議もありますので、その中で話したりとか、

道の関係の苦情が市にあった場合は、その都度きちんと写真、現場も見たりして道の担当者に連絡して、相手方にお会いするとか、話を聞いていただいて対応してくださいということで連絡しております。

○中村委員

そうですね。私も市のほうに行くし、道のほうにも行くことあるのですが、市、道の担当者同士はある程度連絡とっているかな。やはり大事なのは現場の業者にもっとうまく状況というか、要望が伝わっているのかということで、せっかく担当の皆さんが一生懸命やられても、業者の段階になったときに、果たして現場にそれがうまく反映されているかどうかというのは、疑問が残るようなところもあるのです。市道、道道が交差するような部分でのそういう課題について、市で委託している業者、道で委託している業者、そういう現場の業者が一番現場の状況というのはよくわかっていると思うのです。今はその業者同士の意見を交換するような場というのではないのですか。これからそういう場はつくれないものなのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

運転手同士、現場の者同士にそういう連絡会議は今のところありませんし、これからもオペレーターといいますか、現場同士というのはなかなか難しいものですから、我々のほうできちんと今後検討していきたいと、上からきちんと、業者からも運転手に伝わるような方法を考えていきたいと思えます。

○中村委員

そうですね、恐らく市内業者の現場のオペレーターというのは、その路線を熟知、精通していて、どこに何があるかというのはよくわかっている、それにきめ細やかな対応をしながらやっているとは思っています。ただ、そういった意思伝達がうまくいっているのかどうかということところがちょっとあったものですから。やはりこれからも現場を担当する業者に対する指導を一生懸命してほしいというふうに思います。オペレーターも代がかわったりすると、いろいろなグレードが落ちたりするような面もあるかもしれませんので、そういった指導などもよろしくお願いたいと思います。

それから、これからの雪割りシーズンに入ってきますけれども、その予定などはどのように進んでいますか。

○（建設）雪対策課長

3月中旬から4月上旬にかけて、市内の約40路線を雪割りであけていきたいと考えております。

○中村委員

雪割りに関しても、長い冬の間ずっと我慢していて、年に一度の雪割りが入ってくるのを待ち遠しく思っているというような地域、町会の方もいますので、これからしっかり対応していただきたいと思えます。

◎市内の緑化整備等について

市内のいろいろな町会関係の方、それから老人クラブの方なども接触する機会があるのですが、その中で本市は、観光都市宣言をして、今、観光客もいらっやっています。そういった観光都市に住む小樽市民、地域住民としてまちを見ての意見、感想なのですが、これは以前、委員のどなたかが質問したのではないかと思います。小樽には少し花が足りないのではないのかという感じがしているという市民の方がいらっやいます。過去、記憶では、たるにインパチェンスを植えたものを駅前だとか市内のあちらこちらに置いて、いろいろな面でいいなど、頑張っているなというふうに思っていたのですが、最近そういうものがなくなっているのかと思うのですが、最近の状況はどうなのでしょうか。

○（建設）堤主幹

花の緑化の関係、環境整備の関係だと思うのですが、今インパチェンスの話がございましたが、前に入船十字街でも、町会のまちづくりの有志が中心となって緑化をしようという、花をいっぱいにしようという運動をしていただきました。それも長い期間やっていただいたのですが、現在、中断しているという状況にあります。そういったことで、いろいろ有志なり町会なりの皆さんがお力を出していただいて、緑化という部分でいきますと、い

ろいろな形で今までございましたけれども、継続性の部分でいくとなかなか難しい部分が現在あります。我々も何とかまちの花を少しでも多くして、きれいなまちづくりという観点でおりますので、そういったボランティアなり団体が増えていただければというふうに現在考えてございます。

○中村委員

そうですね。観光都市宣言をして、これからクルーズ客船の乗船客なども上陸してくるのではないかと思いますのですが、花と緑といいますか、潤いを感じていただくというか、小樽はやはり清潔できれいなまちだなと思ってもらえる、そういう息の長い運動というか、絶えざる努力というか、まちとしてそういうものが必要だと思うのです。市長も市民力を生かしてということをおっしゃるので、市内の町会だとか老人クラブですとか、いろいろな団体のいろいろな活動をしている方々がいらっしゃいますけれども、そういった方々の意見を十分に酌み上げながら、そういった運動展開をしていければいいのではないかと思います。今、具体的に市が取り組もうとしている政策的なことがありましたら、紹介していただければと思います。

○（建設）堤主幹

市の事業の取組でございますけれども、継続事業でございまして、新年度におきましても、花と緑のまちづくり事業助成金という事業を行っております。これは事業費の2分の1補助で、上限が一応10万円となっております。1事業について2か年、継続してやっていただくのが一番いいものですから、やってくれるのであれば一応2か年を何とか助成していきたいという事業をやっています。

それともう一つは、環境緑化推進事業という形で、公共施設の緑化を推進しようということで、これもあくまでボランティアでやっていただく方が植えたりする花だとか、原材料という表現が適切かどうかわかりませんが、提供していただくということでやっている事業がございまして、年間110万円の事業費でやっております。こういった部分を何とか生かして緑化の推進ができればというふうに思っております。

○中村委員

そうですね。観光都市としてやはり予算的な面でももう少し配慮していただければと思いますけれども、現状、限られた中で頑張っているというのと理解できます。

市のメニューのほかにも、例えば道などのメニューで、これは花をいっぱいしようとかということではなかったと思うのですが、例えば草刈り機を貸してくれるだとか、あるいはグループで登録してくればフラッグを提供して、そして要望があればいろいろな機械類なども貸し出ししてくれるというような制度などもあると思うのです。そういった情報を恐らく老人クラブだとか町会関係の方々でも、今はインターネットがありますから、調べている人は調べているかもしれませんが、知らない方々も結構多いと思うのです。だから、わかればそういうものを利用したいという方々はきっといらっしゃると思うので、私のいる町会などもそうです。やはりそういう情報提供を市はもちろんですけれども、道だとか、国があるのかどうかわかりませんが、そういった助成制度などがあれば、どんどんここで紹介していくというか、市民に知らせていくということが必要でないかと。

それから、民間の団体で、例えば希望すれば桜の苗を無料で提供しますとか、これはたしか新聞社などでも、今でも続けているのかどうかわかりませんが、そういった団体などもあるはずなのです。そういった情報なども、希望する方は必ずいると思うので、あわせてどんどん提供していく、知らせていくことも必要ではないかと思うのです。

それから、市の職員に花や樹木など、そういう植物に精通している方というのはいらっしゃるのですか。緑化センターの職員などはどうなのですか。

○（建設）堤主幹

花の技術的なことだと思うのですが、手宮公園の緑化植物園で、市職員ではございませんけれども、シルバー人材センターにお願いして、花に詳しい方による電話相談、それから直接の相談もしてございます。そういった

た相談員を置いて対応している部分がございます。結構な件数で相談は来てございますので、そういった部分の利用というふうな形では相談に乗っているということでございます。

それともう一つ、職員にも実は造園担当の職員はおります。ただ、木が詳しいかということなかなか専門の方から見ますと、まだまだと思いますけれども、造園の技術職としては 2 名ほど職員におります。

○中村委員

そういう詳しい方に電話でかなり相談があるみたいですが、町会関係だとか老人クラブだとか、要望、希望があれば、どんどん外に出て行って指導というか、啓蒙活動の一環として頑張っていたらいいと思うのです。

それから、今、各家庭を訪ねていると、いろいろな盆栽だとか鉢物だとかと、ずいぶんきれいに置いています。できれば、こういったものも季節になれば、いつか、まちかど博物館とか、まちかど美術館とかというようなのがありましたけれども、それぞれの家庭にある自慢のものなどを大いに外へ出していただくとか、皆さんに見せていただくような、そういった運動などもおもしろいのではないかなと思うのです。場合によってはコンテストみたいなものやってもいいし、1 か所に持ち寄ってもらってコンテストをやって、審査は市のそういう詳しい方などに審査してもらうとか、いろいろな啓蒙とか、市民に意識を高めてもらうための仕掛けを工夫していただければというふうに思うのです。

それから、これも一つ提言なのですが、今、小樽に中国、韓国、台湾など、いろいろな国から観光客がいらっしゃるんですが、先般、新聞でも見ましたけれども、台湾と今度交流を深めていくということで、そういう組織も発足したというふうに聞いています。小樽の姉妹都市は、ダニーデンやナホトカ、また今、韓国の江西区とも仲よくしています。その小樽に来る外国の方々に機会を設けて、例えば台湾なら台湾、韓国なら韓国のメモリアルパークとか、最初は本当に規模が小さくていいと思うのですが、記念に植樹をしていってもらおう。例えば、今、千年の森のメンバーは一生懸命緑化とか、植樹をして頑張っていますけれども、そういう方々とタイアップしながら、世話をしてもらいながら、小樽にいらっしゃる外国の方々とメモリアルパークを、時間とともに充実、拡大していくような。1 回植樹をした人が、自分はこういったものを 20 年前に来て植えたとか、あとから家族を連れてそこを訪ねるなんて、リピーターにも効果を発揮するのではないかなというふうに思うのですけれども、小樽の清潔で美しいまちにふさわしい、外国との交流という意味も含めて、そういった発想などもおもしろいのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○（建設）堤主幹

メモリアルパーク的な記念植樹ということで、最近、外国人の方も多く訪れている中で、そういった委員からの提言でございますけれども、一つは御存じのとおり公園、公共施設の管理という形の中でいくと、こういった記念植樹が果たして行政側でできるかということ、やはり非常に難しい面があるかなと思っています。なぜかということ、植えるのは植えられるのですけれども、維持・管理をしていかなければならない。今度、長いスパンで木を育てていかなければならないということ、当然、記念植樹になりますので、植えた方は何年、何十年か後に来るだとか、そうなることややはり行政がやると非常に難しいものがあるかなと思います。そういった面で見ますと、市民のボランティアなり、有志の団体の方が検討した中での御相談ということであれば、我々もその相談がどういう内容であるかということ、当然乗っていくといえますか、そういったお話を聞いていくという形になろうかと思うのですが、なかなか行政でメモリアルパーク的な部分は非常に難しいかと。

ただ、記念植樹ということは現在でございますので、そういった部分をもう少し拡大解釈した形でいけるかどうかは、今後の検討課題にはなるのではないかなと思っています。

○中村委員

小樽の市の花というとツツジです。以前、つつじ祭がありました。これも中止になってしまいましたけれども、そういったツツジなどを効果的に、小樽の特徴を生かしてまちの美しさをアピールしていくのかな。例えば、

運河ロードレースなどで、優勝者に栄誉をたたえて、ツツジで編んだビクトリーを渡すとか、ちょっとしたことですけれども、そういった工夫というか、そして小樽の特徴を出していくというのか、そういったことも必要ではないかと思うのです。やはり非常に強く印象を持ってもらうというのか、工夫を凝らせばいろいろできると思うので、そういう面でこれからますます頑張ってくださいというふうに思います。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

○新谷委員

◎バリアフリー等住宅改造資金について

初めに、バリアフリー等住宅改造資金についてお伺いいたします。

この制度の融資対象者、融資金額の下限、上限などをお知らせください。

○（建設）小林主幹

バリアフリー等住宅改造資金の制度の関係でございますけれども、バリアフリーとリフォーム全般ということで二つの融資が受けられます。融資の対象者でございますけれども、改造工事に係る住宅にまず居住している方、又はその方の配偶者若しくは3親等以内の親族ということが基本的な条件になります。それで、市内に居住していること、満20歳以上満75歳未満であること、それと前年の収入が所得金額で1,200万円以下であること、そして市税を滞納していないと、これが条件でありまして、そのほかにバリアフリーの場合、改造資金を受ける場合の条件としましては、さらに一つには満55歳以上の方、若しくは身体障害者手帳あるいは療育手帳の交付を受けている方、こういった方が対象者となっております。

それと融資の限度額でございますけれども、バリアフリー、リフォーム全般、それぞれ200万円までが融資の上限でございます。

○新谷委員

下限も聞いたのですけれども。

○（建設）小林主幹

下限はございません。

○新谷委員

バリアフリーの工事が対象年齢55歳以上となっているのですけれども、55歳で線引きした理由はどのようなことでしょうか。

○（建設）小林主幹

バリアフリーの対象者というのは高齢者や障害者ということで、償還期間がございまして、それで55歳ということで年齢を引き下げているということでございます。

○新谷委員

それでは次に、平成21年度から23年度のバリアフリー、それからリフォーム全般、この利用状況をお知らせください。

○（建設）小林主幹

平成21年度は融資実績が2件でございます。バリアフリーの工事が2件でございます。それと、22年度は融資実績が14件、バリアフリー工事が1件、リフォーム全般が13件でございます。それと、23年度につきましては申込件数が現在15件で工事未完了の分が今1件でございます。バリアフリーがゼロ件、リフォーム全般が15件でございます。

○新谷委員

バリアフリーが少ないですね。これはどのように考えていらっしゃいますか。

○（建設）小林主幹

従前バリアフリーの改造工事のほかに、平成22年度4月から一般リフォーム全般の工事も対象としましたので、そちらのほうが利用されているものと考えております。

○新谷委員

こういう方がいらっしゃいます。末期がんで40代の方です。車いすで生活しております。妻も病気だということなのですけれども、この40代の方は世帯主です。最期を少しでも楽にさせてあげたいということでバリアフリーの改造をしたいと思ったのですが、障害手帳は交付されていないし、年齢が55歳未満ということで、福祉部に聞いたら、こういうものは対象にならないということで、今、断念している状況ですけれども、年齢制限をバリアフリーの場合、取り払うことはできないのでしょうか。

○（建設）小林主幹

この融資制度そのものは、高齢者や障害者の方を対象にした融資制度でスタートしていきまして、平成22年度からさらに一般の方にも住宅リフォーム全般ができるということで制度を拡充した経過がございます。

○新谷委員

しかし、この条例によると、リフォーム全般工事の説明に、落雪屋根を無落雪屋根にする工事、耐震補強工事その他バリアフリー改造工事以外の改造工事全般となっていますから、バリアフリーにする場合はこのリフォーム助成制度を使えないのではないですか。

○（建設）小林主幹

あくまでこのバリアフリー改造工事をする場合については、年齢が満55歳以上の方、若しくは障害者手帳を受けている方、こういった条件の方が利用できる。ただし、この条件に適用されない方については、一般住宅の改造融資を適用できるということでございます。

○新谷委員

そうであれば、ここの表現が非常に紛らわしくてわかりづらいのです。バリアフリーにしたかったら、やはり条件以外を対象にならないというふうに判断できるのです。だから、福祉部でもそういうふうに言ったと思うのですが、そうであれば、条文の表現を変えるとか、あるいは同じ庁舎内で障害者手帳はないのだけれども、こういう状態なので、何か利用できる制度はないですかといったときに、答えられる部局間の連携というか、そういうものもつくっていただきたいと思うのですが、この文言の整理と連携についてはいかがですか。

○建設部次長

ただいまのバリアフリー改造工事とリフォーム全般工事の文言の整理ということでございますけれども、庁内的にそういう意味で少し連携がとれていない部分もあったかもしれません。その辺については、今後、関係部局とも密接に情報交換をしまいたいというふうに考えております。

また、文言の整理についても、ちょっと解釈の仕方があいまいな部分もあるので、再度検討をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○新谷委員

それでは、先ほどの例に挙げた方はリフォーム全般で使えるということでよろしいですね。

○（建設）小林主幹

一般のリフォーム全般で可能と思います。

○新谷委員

◎市営住宅の駐車場使用料について

次に、市営住宅の駐車場使用料について伺います。道営住宅の駐車場使用料が改定される予定と聞きます。その理由についてお知らせください。

○（建設）小林主幹

道営住宅の使用料につきましては、予定ということで聞いています。まだ確定ではございませんけれども、私が聞いている中では、平成23年度の公有財産台帳価格改定に伴う見直し、それと駐車場使用料を近傍同種使用料と同額とする、こういった趣旨で今見直しを検討していると聞いております。

○新谷委員

道営住宅の小樽市関係分の使用料はどのように変わるのか、具体的に団地名を挙げてお知らせください。

○（建設）小林主幹

これもあくまで予定ということで答弁をさせていただきます。

まず、道営住宅の奥沢中央団地は現在2,920円が50円アップということです。それと新光53団地は現在3,490円が520円減ということです。入船第2団地につきましても現行3,490円が520円の減、築港団地につきましても3,490円が520円の減、それとオタモイ西団地は現在2,690円が20円減、桜団地と銭函西団地、桜東団地、高島団地、そして塩谷団地については現行2,920円が250円の減ということでございます。

○新谷委員

小樽市の使用料は一律3,040円ですけれども、北海道は土地の価格が改定され下がっているということで、若干上がる場所もありますけれども、全般的には下がっております。

それで、まちづくり推進課にお聞きしたいのですけれども、新光団地、築港団地、桜団地、銭函西団地、それから塩谷団地、それぞれの道営住宅近郊の公示価格をお示してください。

○（建設）まちづくり推進課長

新光団地ですが、平成23年は3万9,500円、築港団地につきましては2万2,500円、桜団地は2万1,000円、それから銭函西団地は1万5,100円、また塩谷団地は1万1,500円となっております。

○新谷委員

どのように変化しているかということをお聞きしたかったのですけれども、21年、22年、23年でお知らせください。

○（建設）まちづくり推進課長

3か年の推移ということですので説明いたします。

まずは新光団地につきましては、平成23年が3万9,500円、22年、1年前につきましては4万3,000円、それから21年、2年前につきましては4万7,000円でございます。また、築港団地につきましては、23年が2万2,500円、22年が2万4,000円、21年が2万6,000円となっております。また、桜団地につきましては、23年は2万1,000円、22年が2万2,500円、21年が2万4,000円となっております。銭函西団地につきましては、23年が1万5,100円、22年が1万5,500円、21年が1万6,500円となっております。また、塩谷団地につきましては23年が1万1,500円、22年が1万2,600円、21年が1万4,000円となっております。

○新谷委員

今お聞きしたとおり、土地の価格、地価公示は下がっております。

それで、小樽市の市営住宅の駐車場使用料は、どういう基準で決めたのでしょうか。

○（建設）小林主幹

現在の駐車料金は3,040円ですけれども、これにつきましては平成17年7月1日からこの金額でスタートしています。当時の考え方としましては、民間の賃貸住宅駐車場の料金、これの動向と、あと市内に道営住宅がありますので、道営住宅の使用料、こういったものを参考にしながら決定したということでございます。

○新谷委員

そういうことで決めたということですが、道営住宅の駐車場使用料に準じているということでは、道営住宅では50円上げても2,970円です。ちょっと高いところもあるようですけれども、例えば市営の新光F住宅と先ほど

あった道営の新光53団地は、道営住宅のすぐ隣、後ろが市営住宅で、同じ敷地というか、地域です。その地区の中で道営住宅の使用料が下がって市営はそのままというのも矛盾ではないかと思うのですけれども、そういう見直しが行われておりますので、小樽市の場合も駐車場の使用料を下げるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（建設）小林主幹

北海道の使用料の決め方といたしまして、平成20年4月までは、市町村ごとに金額が決まっていたのですけれども、20年4月から団地ごとの使用料ということになりました。

それで、改定のときにも検討したのですけれども、民間の駐車場使用料が市内においては大きな変動がないということ、それと市営住宅においても地域によって使用料が違うというのは、逆の意味で不公平が生じるということで、現行の金額でいたいというふうに考えております。

○新谷委員

現行の金額でいきたいということですが、使用料・手数料の改定を行うと市長は言っておりました。それは、いつになるのか。そのときに、やはりこの道営住宅の駐車場使用料を、それから土地の公示価格の下落などを考えて、ぜひ現行のままといわずに検討していただきたいと思うのですけれども、それはいかがでしょうか。

○建設部次長

駐車場料金の改定ということですが、主幹から答弁しましたように、平成20年までは道も小樽市も団地ごとの金額ではなくて、市内一律同じ金額で駐車場料金を決めていたということで、それで道と合わせるといいですか、そういうこともありまして、17年に3,040円という額に決定したということですが、20年の北海道の料金改定のときに、北海道は市内一律の料金から団地ごとの料金に変えた。その変える根拠となるのが、今、委員からお話がありましたように、地価を重点的に採用しようということで変えた経緯があります。そのときに小樽市は、団地ごとの料金の設定というのは、やはり入居者の公平性の観点からうまくないだろうということで、市としてはこれまでどおり一律の料金設定でいこうということで、その根拠といたしましては、民間のアパートの家賃だとか駐車場の料金だとかという、そういった変動を見ながら、大きな変動があったときには変えなければならぬけれども、そういう変動がなければやはり一律そのまま据え置こうということで、小樽市は20年、道が改定したときには変えなかったという経緯があります。

今回、道が今変えようとしておりますけれども、それは委員からお話がありましたように、地価の変動ということでございますけれども、小樽市としては民間の料金体系の推移を見て、大きな変動がなければこれまでどおり扱っていただきたいということでありますので、現在のところ道に合わせた料金改定をするという考えはまだ持ってございません。

○新谷委員

それでは、市営住宅の駐車場使用料の考え方も変えていくということになるのですか。今までは、今言った民間住宅の駐車場料金、それから道営住宅の使用料に準じてということですが、その2番目、それはもうやめるということですか。

○建設部次長

準じるということではなくて、道の家賃設定の考え方も参考にはする必要はあるというふうには思いますけれども、小樽市の基本的な考えにつきましては、まず市内の住宅は一律同じ料金にするということと、民間の料金体系の動向を見ていくという考え方は基本的に変えないというふうに考えているところでございます。

○新谷委員

先ほどの御答弁でしたら、このままずっといきたいということですから、使用料・手数料の改定のときにもそれは上げもしないということよろしいですね。

○建設部次長

繰り返しになりますけれども、大きな民間の変動がなければ、上げもしないし下げもしないということで、あ

くまでも民間の動向を見極めた上で、上げるか下げるかという判断をしてみたいというふうに考えております。

○新谷委員

すごく矛盾を感じております。土地の価格が下がっているのに、小樽市の財政事情から使用料を下げないでそのままいくのかなという感じがしてしょうがないのですけれども、民間の変動を見てということですから、土地の価格のことも頭に入れて、ぜひ検討していただきたいというふうに要望いたします。

○建設部次長

つけ加えるわけではないのですけれども、そういう意味で平成17年に使用料を3,040円にした後、道が20年に見直したときに、道は今回下げたところも金額的には駐車料金を上げたのです。20年に、今回変える前の料金に上げたのです。そのとき小樽市は、私が答弁しましたように、民間の料金体系に変動がないということで上げなかったのです。ですから、繰り返しになりますけれども、周りが変わらない以上は上げるということもありませんし、下げるということもないということで、それは下げるときに下げないということではなくて、上げるときも上げていないので、考え方は上げるときも下げるときも周りの動向が動いたときでなければ、そういう状態にならないということをつけ加えさせていただきます。

○新谷委員

なかなか考え方がかみ合わないのですけれども、先ほども言ったように、土地の価格のこともぜひ考えていただきたいと、そういうことを要望します。

◎若竹住宅設計業務の進捗状況について

次に、若竹住宅についてお尋ねします。

昨年の第2回定例会の建設常任委員会での御答弁では、3月末に設計が完成するということでしたけれども、進捗状況はどうでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

若竹住宅の耐震補強並びにリモデルの設計業務の進捗状況ですが、まもなく工期を迎える予定になっておりまして、現在、最終的な図面並びに内訳書の最終精査を行っているところでございます。

○新谷委員

昨年の第2回定例会の時点では、戸数とタイプ別については2号棟と似たような割合で進めていきたいということでしたけれども、私は単身者の希望者がすごく多くて、なかなか抽選に当たらないということもあるので、単身用を増やしてほしいと要望しましたけれども、新しいというか、1号棟のタイプ別はどういうふうになるのでしょうか。それから戸数も増えるのかどうか。

○（建設）建築住宅課長

今、申し上げましたとおり、現在、最終精査を行っているところではあります。現時点では、1号棟、新しく改修する棟について、タイプ別に申し上げますと、1LDKが41戸、2LDKが2戸、それから3LDKが6戸ということで、トータル49戸を計画しているところであります。なお、2号棟につきましては、2DKが30戸、3LDKが10戸の合計40戸でしたので、総戸数といたしましては9戸増えるという状況でございます。

先ほど委員からありました単身世帯の入居申込みが非常に多いということは、私どもも十分把握しておりまして、前回2号棟におきましては単身用が全体の75パーセントを占めておりましたが、今回その比率を高めております。先ほど言いましたように41戸ということで、全体からの割合でいきますと83パーセントほどということで、単身者向けの住宅を増やしているという状況でございます。

○新谷委員

おふろについてなのですけれども、古い団地なのでたぶん床置き式だと思うのです。これがやはりだんだん年をとってきますと、非常に大変だという声があるのですけれども、若竹団地の場合はこれを埋め込み式というのでし

ようか、低く設置するという事は難しいのでしょうか。

○(建設)建築住宅課長

今、考えております若竹住宅の改修では、現在の構造体、要するにコンクリートの床はそのまま使う予定でございます。おふろを掘り下げることになりますと、そのコンクリートを部分的に壊して浴槽を下げなければならないという問題が出てきます。そうしますと、構造的にも非常に弱くなってしまふという問題がございます。今回、改修ですので、やはり構造的な制限もいろいろございますので、そういった中で整備を進めていくということでございますので、どうしても置き床式になってしまうということで、御理解をいただきたいと思っております。

○新谷委員

いずれにしても、単身用は増えたということで、よかったと思っております。

◎配水管整備改良工事について

次に、重点施策の配水管整備、改良工事、汚水管・雨水管整備などについてお聞きします。

1番目の配水管整備、改良工事なのですが、配水管では市内一円の配水管の布設というふうになっております。この配水管整備工事が完了しますと、計画に対してどの程度完了するのか、それから場所と工事内容などをお知らせください。

○(水道)管路維持課長

配水管整備の事業につきましては、創設当時の大正3年に入れたパイプ並びに昭和33年までに入れた鑄鉄管、また事故の多い塩ビ管の付設替えを目的に、昭和46年度に老朽管264キロメートルというのを設定しまして、本日までずっと更新を続けてきております。平成22年度末になりますけれども、この264キロメートルに対しまして242キロメートルほど更新を行っております、残り約22キロメートルになっている状況であります。この割合でいきますと、91パーセントほど実施しているという形であります。24年度の施工箇所につきましては、市内一円と書いていますけれども、蘭島地区、長橋地区、最上地区、そのほか富岡、入船、新光各地区、さらには桂岡地区のほうまで入れまして、6,175メートルほど実施する予定であります。これが計画どおり入りますと、残が9.9キロメートルほどになりまして、約96パーセント実施したような形になります。

これにつきましては、26年ないし27年をめどにこの264キロメートルの解消を図っていきたいというふうを考えております。

○新谷委員

次に改良工事なのですが、どういう工事なのか説明してください。

○(水道)整備推進課長

改良工事について説明させていただきます。この内容といたしましては、水道施設、浄水場、配水池の更新、老朽化した施設の更新工事が主な更新内容となっております。

内容といたしましては、豊倉浄水場中央監視制御設備工事ということで、これが24年度の主な工事になりますが、豊倉浄水場の中央監視制御の設備を更新する工事になります。そのほか、天神浄水場のテレメーターのモデム更新ですとか、配水池につきましては、赤岩配水池の更新工事を予定しております。

○新谷委員

次に、汚水管整備について、これも銭函地区新設と勝納地区更新がありますけれども、これについても、先ほどと同じように進捗状況についてお知らせください。

○(水道)管路維持課長

汚水管の整備状況であります。汚水管につきましては、市内に579キロメートルほど埋設されておまして、今回、整備という形の中では、未整備だった地区が銭函1丁目がございます。その地区の整備を206メートルほど入れて整備するという形になっております。また、更新につきましては、ここに勝納地区ということでありまして、

老朽管の更新という形で、これも上水道と同じように、昭和30年に認可を得て事業を開始しております。下水道管につきましては耐用年数というのは50年なのですが、年度がたたないうちにやはり硫化水素の関係だとか、入れた当時の状況と環境が変わっている中でパイプが折れているだとか、詰まりが生じていると、維持・管理の中で、そういう箇所を把握しております、今回、勝納地区のほか、3か所ほどこういう工事を実施しているという形であります。そのほかに、污水管と同じようにマンホールのふたが非常にすり減っている、ひび割れが起きている、そういうようなマンホールの更新工事というのをあわせて実施するほか、いろいろな測量実施、それから土質調査と、それらを含めて予定をしているところであります。

整備の状況ということで、水道は目標を持って整備していたのですが、污水管については最近こういう形での更新が多くなってきているという中では、現在、長寿命化計画というのを策定して、今後、その中で上水道と同じように優先順位をつけながら更新箇所というものを設定していきます。ただ、今行っているところについては、とりあえず緊急性を要するというか、詰まりが多いだとかという部分の解消という形で、今後、実施していく考えであります。

○新谷委員

普及率はどのぐらいになるのですか。

○（水道）管路維持課長

現在の給水人口普及率につきましては、98.6パーセントという普及率でございます。布設の整備という形でいきますと、579キロメートルに対して0.2キロメートルほど増えるような形になりますし、更新についてはそのうちの500メートルですから、0.何パーセントの更新という形になります。

○新谷委員

それから、二つの事業を合わせますと、消火栓なども入っていますから、違う部署のものもあると思うのですが、20億円を超える大きな事業です。今、この入札のあり方が問題になったりもしておりますけれども、この二つの事業の入札の方法、またこれは市内の業者でできるのかどうか、その点を確認したいと思います。

○（水道）総務課長

入札の方法ですが、予定価格が130万円超の工事につきましては、基本的に条件付一般競争入札の方法で行っております。それで、今回、20億円超えの工事なのですが、市内業者、市外業者と分けますと、なるべく市内業者でできるものは基本的には市内業者に発注したいと考えております。しかしながら、工事の内容によりましては、どうしても市内業者でできない場合がございます、そういう工事につきましては、市外の業者に発注ということになります。

○新谷委員

市内の業者でできないというのを過去ずっと見てみますと、先ほどの豊倉浄水場の中央監視制御など電気関係がどうも市内の業者ではできないようなのですが、この工事に関しては大手の企業が落札しているようですが、そういう大手でなければできないようなものなのですか。

○（水道）整備推進課長

今、御質問がありました豊倉浄水場の中央監視設備でございますけれども、この工事の内容といたしましては、電子計算機による中央からの監視制御ということでありますので、ソフトウェアの開発ですとか、機器の製作、据付けが主な工事でございます。したがって、地元の業者では難しいものと考えておりますが、そのほか地元業者が施工可能な補修工事につきましては、地元が発注していきたいと考えております。

○新谷委員

なるべく市内業者で地域の活性化を図るようお願いしたいと思います。

◎旧国鉄手宮線用地の取得について

それから次に、旧国鉄手宮線用地の取得について伺いたいと思います。

事業費が出ていますけれども、取得面積と 1 平方メートル当たりの単価は幾らになるか、お知らせください。

○（建設）用地管理課長

旧国鉄手宮線の用地取得に係る部分でございますけれども、旧国鉄手宮線の小樽市土地開発公社からの買戻し分に限定して申し上げますが、まず面積ですけれども、1 万 5,218.31 平方メートルであります。これを現在、公社からの金額にしますと 1 億 8,097 万円で取得ということで考えて予算を計上しております。

○新谷委員

1 平方メートルあたりは幾らになりますか。

○（建設）用地管理課長

1 平方メートルあたり 1 万 1,890 円になります。

○新谷委員

今お話のありましたとおり、土地開発公社が先行取得して市が買い戻すという仕組みのものでございますけれども、先ほどもお聞きしましたが、現在、地価公示価格は下がっております。今この公示価格で買ったなら、どれぐらいで買えるものか、それを教えてください。

○（建設）用地管理課長

現在の時価でこの土地について評価しますと、約 1 億 4,820 万円程度かと考えております。

○新谷委員

そうしたら、差は幾らぐらいなのか。

○（建設）用地管理課長

先ほど公社からの買戻しの価格につきまして、1 億 8,097 万円ということで話しましたので、それから 1 億 4,820 万円を差し引くと、差額としましては 3,277 万円程度になるかと思っております。

○新谷委員

この旧国鉄手宮線の整備については、私たちは別に反対するものではないのですが、土地の取得について問題だということを経験しました。国鉄が分割民営して JR に譲渡したときには、明治時代のただ同然の帳簿価格で JR が継承したのに、それをその当時、時価で買って、1 億 3,800 万円ぐらいだったと思うのですが、そういうお金で買っておりました。さらに、今、土地の価格が下がって 3,000 万円以上の差が出ているわけです。だから、今日は総務部の方がいらっしゃらないので、お聞きできませんけれども、土地開発公社のあり方だとか、それから土地の購入の仕方、これはやはり考えていかなければならないのではないかと思います。

今日は建設常任委員会所管なので、福祉部や市長もいらっしゃいませんけれども、例えばふれあい見舞金はたった 240 万円上乗せすればできるものをやらないで、しかも去年は市民にも知らせないでやらなかったのです。それで、どうして来ないのだろうと待っている市民がたくさんいたということを聞いています。ですから、こういう 240 万円と 3,277 万円は物すごい差があるわけです。こういうところで財政が厳しい厳しいといいながら、こういうあり方というのはどうなのかというふうに思うのです。ですから、やはり今後、こういう土地の購入の仕方も十分に考えていかなければならないと思いますけれども、見解をお示しください。

○（建設）まちづくり推進課長

土地の購入ですが、平成 13 年に購入したときとそれから 18 年に購入したときのシステムについて申しますと、あくまでも不動産鑑定をとって、その価格で評価委員会にかけております。そういった面からいいますと、その価格については適正であったということで考えております。

ただ、結果として、先ほど説明しましたように、地価の下落ということで差はできていますが、それは結果論ということで、あくまで 13 年、18 年の評価については適正であったのではないかと考えております。

○新谷委員

それは確かに時価の場合、評価委員会だとか、そういうものにかけて時価で買って、計算は間違いないと思います。ですけれども、歴史的に見て、JRがただ同然の帳簿価格で受け継いだものを、やはりこれだけ大盤振る舞いして買ったということが問題だったので、こういうあり方も考えていかなければならないのではないかというふうに私は思うのです。

ですから、そこはどこか民間会社が買って再開発するだとか、そういうことも考えられなかったわけですから、やはり先行取得したのがどうなのかと思うのです。今後のことですけれども、土地の購入の仕方は十分考えていただきたいと、そういうことを申し上げているのです。

○建設部長

旧国鉄手宮線の土地の購入でございますけれども、今、まちづくり推進課長からも答弁しましたが、これはJRが持っていましたけれども、平成13年、18年にそれぞれ市の評価で適切な価格ということで評価を受けて、その時々で買った値段ということでございますので、まずその点については決して不適切な値段で買ったことではないということは、委員も御理解をいただきたいというふうに思います。

また、この旧国鉄手宮線ですけれども、昭和60年に廃線になっているのです。それ以降、いろいろJRと協議もさせていただいて、平成13年に今回、購入する分の半分近くを購入していますけれども、その際も残りについても購入してほしいというような御要請があった中で、18年になって強い要請があったということと、また一方では、市でもこの旧国鉄手宮線の重要性といたしましうか、歴史的な財産でございますので、その活用について検討していく中で、ぜひとも取得をして活用計画を策定したいということで、18年に買ったものでございます。

○新谷委員

市が鑑定してもらったとか、そういうことはいいのです。だけれども、ただ同然の帳簿価格で受け継いだ土地を物すごく高く買ったということが問題で、今後そういう土地の買い方は検討していかなければならないと、こういうことを言っているのですけれども。

○建設部長

新谷委員は、ただ同然という言い方してございますけれども、我々としては適切な評価をして適切な価格で買ったと思ってございます。

○新谷委員

納得はしていませんけれども、終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○佐々木（茂）委員

◎公共工事のコスト削減について

私は、公共工事のコスト削減対策ということで、限られた財源の有効活用と効率的な事業の施行を通じて、社会資本の整備を着実に進めるという観点で、このコスト削減の行動は本市としてはコスト削減の行動計画を策定したのか、それから設計単価、予定価格の設定、それと3点目に削減は可能だったのかということをお尋ねいたします。

ちょっと質問の趣旨が伝わらないようなので、本市ではこのコスト削減について取り組んで、それをここ二、三年やっておられるかどうかということをお答えいただければよろしいです。例えば、目標を立てて10パーセント削減しているとかいうようなことで構いません。

○（建設）建設事業課長

公共工事のコスト縮減についての縮減率等々のことでございますけれども、建設事業課で取り組んでいる部分に

つきましては、臨時市道整備、側溝改良工事という部分で、側溝改良に伴う側溝の布設について、通常60センチの長さの側溝を使うわけなのですけれども、それを長尺もの、1メートル、2メートルのものを使うことによりまして、布設費、施工費の削減を行えるということで、平成13年当時から現在もやってございます。縮減率でございませぬけれども、手持ちにないものですから、今は答弁できません。

○佐々木（茂）委員

同じく、建設関連で水道局はいかがでしょうか。

○（水道）管路維持課長

水道局としていたしましても、管の工事の布設というのがメインでありますけれども、平成13年に管種の変更ということで、使っている鑄鉄管の1種、3種というものがあまして、若干軽量になって、強度は変わらないという形の中では軽量化を図って、それによる単価当たりのコストを縮減しているというものがございます。そのほかに、埋め戻しの関係で、今まで置き替えという形をしていたのですけれども、使える土砂は良質の土砂であれば、それは埋め戻し材として引き続き使うというような形のものを行っておりますし、最近では19年に浅層埋設ということで1.2メートルの掘削深度があったのですけれども、その辺を少しでも浅くして、全体の土量を減らすという形の中では、工事費全体の率として1割ぐらいを削減しているというような状況であります。

○佐々木（茂）委員

やはり建設関連のことですから、努力次第でコスト削減が図られているのだというふうに承知いたしました。

◎議案第43号（小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案）について

次に、市営住宅条例の改正に関連して伺います。

議案第43号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案の内容について、まずお聞きいたします。

○（建設）小林主幹

条例改正の概要でございませぬ。平成23年に地域主権改革一括法の制定がございまして、公営住宅法の一部改正が行われました。それに伴いまして、今回、改正ということでございませぬ。主なものにつきましては、法の改正で同居親族要件が廃止になります。それで、市営住宅には親族に限らずだれとでも同居することが可能になるわけですが、現行の入居資格を継続するというので、条例の改正、所要の改正をするのが第1点でございませぬ。

それと、入居資格に係る収入の基準がございませぬ。これは1年間の猶予がございまして、改正前の政令の額の基準で適用するというので、経過措置がございませぬので、これを適用するというので、所要の改正が2点目でございませぬ。

それと次に、若竹住宅1号棟、3号棟、これが本年5月1日に道から小樽市に事業主体変更されるわけですが、これに伴って管理戸数を改正するといった内容でございませぬ。

○佐々木（茂）委員

私はこの住宅の家賃と、それから算定方法とかそういったものについて承知していないものですから、お伺いするのですが、例えば若竹住宅は道から小樽市に移管されて、家賃の算定というか、家賃の金額だとか、これはどういうふうな形でされるのでしょうか。

○（建設）小林主幹

若竹住宅につきましては、今後、工事を行い、その工事費は未定ですので、一般的な家賃の算定ということで説明をさせていただきます。

まず、家賃の算定は収入が基準となります。それで、収入の区分が8区分に別れており、家賃の算定基礎額は政令で定められておりまして、8区分ございませぬ。それに市町村係数、これは小樽市の場合は0.8でございませぬ。それと住宅の規模係数、住宅の経過年数の係数がございませぬ。それと例えば住宅にお風呂がついているとか、あるいはそういったことの利便性係数、これを掛けまして家賃の算定をさせていただきます。

○佐々木（茂）委員

そうすると、現在のところ、若竹住宅の家賃についてはまだ決まらないということで理解してよろしいですね。

○（建設）小林主幹

さようでございます。

◎旧国鉄手宮線用地の取得について

○佐々木（茂）委員

次に、旧国鉄手宮線の取得、それから配水管等々、これは先ほどの新谷委員と全く同趣旨の質問でございまして、先にやったほうが勝ちというか、申しわけないですが、私の出番がありません。

ただ、ひとつ先ほどの旧国鉄手宮線の買入れの問題について、観点が私とはちょっと違うということでございます。この旧国鉄手宮線の1,160メートルですか、この取得について、これから小樽市としては活用を考えて、安いというか高いというか、それぞれの観点があろうかと思えます。これを活用して小樽の観光資源に活用しているいろいろな面での収入を図れば、私は決して高い買物というふうにはならないのではないかということをおもいました。

○濱本委員

◎市内事業者への発注について

先ほど共産党の新谷委員が水道局発注の事業のことで、結論とすれば、市内事業者の仕事がきちんと回るようにと。確かに先ほどの御答弁では、市内事業者ができるものについては市内事業者が発注すると。しかし、プラントメーカーにしかできないものはプラントメーカーに発注するというお話でしたけれども、過去の水道局の発注の事業の中で、間違いなくプラントメーカーでしかできないようなものでも、市内事業者がセットになって落札者になっている事業も確かにあります。平成11年度から18年度の間までやはり何点かあります。しかし、残念ながら、私の見目が間違っていれば別ですけども、19年度以降はそういうのがあまり見られないというのもたぶん事実だろうと思えます。

そういう意味では、ほとんど電気関係の話もありますし、それからポンプなどの話もありますけれども、工事量にもよるのかもしれませんが、こういうプラントメーカーがやる工事にただ単に下請ということであれば、市内事業者を下請に使ってくださいという、それほどこままでいっても依頼でありますし、それからその市内事業者に対するプラントメーカーの提示価格が市内事業者にしてみれば、もうとっても合いませんということであれば、声はかけたけれども、市内事業者は断りましたということで終わってしまう。そこら辺を踏まえて、やはりプラントメーカーはプラントメーカー独自の下請事業者を持っていますから、いつもペアで仕事しているということになれば連れてくるのが普通の常識ですけども、しかし、市長が言う経済対策、雇用対策という観点からいえば、できるだけそういうものは避けてもらいたい。小樽で仕事をする部分では、小樽の事業者を下請で使うか、パートナーとして使うかは別としても、できるだけ使うようにしなければならない、してもらいたいということなのですけども、そういう意味では、先ほどの御答弁もありましたけれども、今年度の発注事業の中で、やはりプラントメーカーが独自に受注するものについても、例えば電気にしても管工事にしてもAクラスをできるだけ使ってくださいとか、Aクラスと共同の受注をさせるとか、やりようはいくらでもあると思うのですけれども、そういうやり方をしてもらいたいと思うのですけれども、いかがですか。

○（水道）整備推進課長

基本的な考え方といたしまして、地元業者が施工できるものについては地元業者に発注していきたいというふうにご考えております。プラント工事につきましても、内容、それから工種によりまして、市内業者ができるものがあれば、地元業者とのJV発注も含めて検討してまいりたいと考えております。

○濱本委員

予算も出ていますので、これがいつ執行になるかわかりませんが、チェックをさせていただいて、また質

問させてもらいたいと思いますので、よろしくお願いたします。

◎住宅リフォーム助成条例について

次に、住宅リフォーム助成条例ができて、今回、補助金総額としては2,000万円で助成事業費が計上されております。

それで、私もその中身についていろいろ聞かれる部分もあります。事業者からもそうですし、それを使いたいという人もいらっしゃいます。それで、まず確認をしたいのは、今回出ている申込みの条件の中で、なかなかわかりにくいところがあるのですが、リフォームを行う住宅の所有者、当該住宅に居住している、市税を滞納していない、これらは当たり前なのですが、前年の所得が550万円以下というのは、どういう理解をすればいいのか、そのことを御説明いただけますか。

○（建設）建築住宅課長

今回、所得制限を550万円以下ということで設定させていただいておりますが、この決定までの経過の中でいろいろと議論がございまして、やはり高額所得者に対する助成が果たして本当にいいのかというような問題点ですとか、そういったことをいろいろと総合的に判断した上で、ふだんなかなかリフォームに踏みきれない比較的低い所得の方を対象にするということが前提になってございます。

ちなみに、この550万円という数字なのですが、決定までにいろいろと他都市の事例なども参考にさせていただいておりますが、金額そのものは厚生労働省から発表されております平成22年の1世帯当たりの全国の平均所得ということになってございます。これは全国の平均ですので、小樽市の所得というのはかなり低くなってございますので、小樽市に置き替えますと、ほとんど大多数の方が補助対象にはなり得るというふうには考えております。

ただ、先ほど申し上げましたように、少数ではあるのですが、高額所得者、所得制限を超えている方に対する助成というのは問題があるのではないかという議論で、こういう結果になってございます。

○濱本委員

世帯当たりということになると、夫婦で働いていると合算なのですか。

○（建設）建築住宅課長

説明が足りなくて申しわけございません。今、申し上げました数字は1世帯当たりということでございますが、今回の所得制限につきましては、あくまでも申請者、申込者の方の所得だけで判断をさせていただくということでございます。

○濱本委員

結局、所得といったときのその所得の定義、例えば所有者の年間総収入と所得はたぶん違うのだらうと思うのですが、そうすると、例えば所得で550万円という、それはピンキリあると思うのですが、マックスでいくと大体どのぐらいの年間総収入のある人までカバーできるような格好になるのですか。

○（建設）建築住宅課長

所得金額につきましては、収入から必要経費を差し引いた額ということでございまして、一般的に給与収入で申し上げますと、740万円程度の収入のある方が所得に置き替えますと550万円になるということでございます。

○濱本委員

740万円以下というと、小樽の全世帯に対してカバーする率はどのぐらいのパーセントになるのですか。

○（建設）建築住宅課長

平成22年の小樽市の統計によりますと、ちょうどその境目にはなっていないのですが、おおむね90パーセントが740万円以下というふうに出ております。

○濱本委員

それで、これは条例があつて、たぶんその次に施行規則ができて、こういうものが盛り込まれていくのだらうと

思うのですけれども、実際問題、その施行規則が上がってくると、それから、予算が通った後、市内事業者の登録の仕事だとか、申請だとかといろいろスケジュールがあるのだらうと思うのですけれども、大まかでいいのですけれども、今後のスケジュールについてはいかがですか。

○（建設）建築住宅課長

現在、条例の施行規則につきましては、4月1日の施行に向けて作業を行っているところでございます。事業そのもののスケジュールにつきましては、今月末にこの事業を進めていく上で建設業者への説明というのが非常に重要というふうに考えておりますので、まず今月末に事業者向けの説明会を開催いたしまして、4月に入りましたら、先ほど委員からもお話がありました業者の資格登録の受付を随時開始していくのと、それから補助金の交付の申込みを受け付けていきたいというふうに考えております。

○濱本委員

ここで言う市内建設業者といったときに、定義として、建設業でなければだめなのか、例えば建設関連の板金業者でもいいのか、板金業者が屋根プラス流しもやるというのも認めるのか、その点についてはいかがですか。

○（建設）建築住宅課長

基本的に市内の建設業者の定義といたしましては、法人にあっては小樽市内に本店のある法人ということ、それから個人でも事業を行われている方いらっしゃいますので、個人にあっては住民票の住所が小樽市にある方ということでございます。今、委員からありました板金業者が、例えば流し工事をやるとかは、基本的には元請になられる方がこの条件を満たしていれば、資格登録をしていただければ施工できるということでございます。当然、自分ができない工事については、下請にさせていただくことになると思うのですが、基本的には元請業者のほうでそういった仕切りをさせていただきたいというふうに考えております。

○濱本委員

何とか建設でない例えば板金もおふろの改装も何もかにも、50万円以上だから、何か複数をセットにしないと。屋根を直したいのだけれども、板金業者を呼んだら30万円しかありませんと。でも、流しも直したいですと。では、板金屋さん全部お願いしますといっても、板金業者の感覚で言うと、いや、流しも何とか建設に頼めるけれども、うちもしかしたら、その部分では登録業者に当てはまらないかもしれないねといった話もあるので、今の話であれば、その板金業者が元請であれば、それは適用の範囲になるということでもわかりました。

それともう一つ、申請に関しては、いわゆる実際に工事を発注している方は当然できるのだらうと思うのですけれども、受ける事業者が代理申請をできるというような仕組みにはなっているのですか。

○（建設）建築住宅課長

基本的には代理の方でも受け付けるということを考えております。最終的な補助金申請の手続の場合には、委任状をつけていただいて、代理の方でも手続ができるという形をとりたいと思っております。

○濱本委員

最終的に今度は総額2,000万円しかないのですけれども、実際に受付をはじめてどうぞといったときに、ばあっとたくさん、人気があって申請が来ました。オーバーフローしました。そういうときはどうするのですか。

○（建設）建築住宅課長

確かに、今おっしゃられたように、申込みが多数になる場合も考えられます。予算の枠を超えることも考えられると思うのですが、基本的に予算の枠を超えた場合については、抽選で今年度の補助対象者を決定させていただきたいというふうに考えております。

○濱本委員

個人的には初年度の事業なので、2回に分けたほうがよかったかなという思いはあります。というのは、春と秋に分けて、住宅の内装リフォームであれば冬の間でも工事ができるかなと。それで、2回に分けてそれぞれ抽選を

行えば、秋の抽選で漏れてもまた次の春があるという、そんな感じもあります。今回は 1 回でやるということですから、いたし方ないですけれども、1 回目なので、試行みたいな格好もあるので、今回の状況を見て、もし課題があるのであれば、次の平成25年度の施行に関しては、修正をかけた施行をしていただきたいというふうに思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時46分

再開 午後 3 時05分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○高橋委員

◎地籍調査について

それでは、地籍調査について何点か伺いたいと思います。

これまで常任委員会でも議論になってきましたし、陳情も全会一致の議会採択ということで建設部としても準備をいろいろ進められてきていると思います。この間、いろいろ議論してきましたけれども、昨年第 3 回定例会の一般質問でこの問題について質問させていただきました。その御答弁の内容について、再度確認しながら質問したいと思います。

そのときの御答弁で対象面積について、174平方キロメートルという数字がありましたけれども、まずこの数字について説明をお願いしたいと思います。

○（建設）用地管理課長

地籍調査の対象面積についてですけれども、地籍調査の対象面積につきましては、小樽市内の行政区域全体で約 243平方キロメートルございます。その中の対象面積としましては、国有林、それから公有水面を除いた面積が地籍調査の対象面積ということになりまして、それを243平方キロメートルから差し引きますと、約174平方キロメートルが地籍調査の対象面積ということになります。

○高橋委員

大変大きな面積ですから、では、具体的に優先順位をどうするのかという議論になります。この考え方についてお知らせいただきたいと思います。

○（建設）用地管理課長

地籍調査対象面積約174平方キロメートルの中には、D I D地区、人口が密集している地域、それからそれ以外の地域、両方が含まれております。どのような優先順位で事業を実施していくかということについてですが、基本的な考え方としましては、やはり事業効果の上がることを優先的にしていくべきではないかというふうに考えております。具体的に言いますと、D I D地区内、また地価の比較的高いといえますか、そういうようなところを先行してやったほうが事業効果としては上がると考えておりますので、そういう考え方に基きまして、地域の選定、そういうことをやっていきたいと思っております。

○高橋委員

それで、そういう選定をして10年程度の実施計画を作成したいと、こういう御答弁でした。この実施計画につい

ては、現在どのように考えられているか、今後の予定も含めてお知らせいただきたいと思います。

○（建設）用地管理課長

まず、平成24年度から事業計画を策定したいというふうに考えております。その事業計画の考え方ですけれども、地籍調査の事業の手法は幾つかございます。例えば22年度からその地籍調査の一部を国がやるというような制度も新たにできております。その辺の制度を小樽市として活用できるのかどうか、その辺の検討もしながら、24年度には事業計画を作成していきたいというふうに考えております。

○高橋委員

これは平成24年度内ということで、逆に言えば年内にできるというとらえ方でよろしいでしょうか。

○（建設）用地管理課長

平成24年度内ぐらいのイメージでおります。

○高橋委員

それで、以前も聞きましたけれども、組織体制ということで人員配置等の具体的な内容についてお知らせをいただきたいと思います。

○（建設）用地管理課長

新年度から主査1名を地籍調査の担当ということで配置を予定しております。

○高橋委員

この質問の最後になりますけれども、平成24年度の実施計画に当たって、もう少し具体的に考え方を聞きたいのですけれども、何を中心として進めていくのか、そしてこの10年程度の実施計画の中身、ある程度どのようなものというふうに検討されているのか、考え方も結構です。お知らせいただきたいと思います。

○（建設）用地管理課長

具体的にこのようなというような形でまだ決まっているわけではございませんけれども、先ほど申しましたように、地籍調査事業にはやり方として幾つかございます。小樽市にとってどの方法が一番有効なのか、その辺も含めて検討して、年間の予算もございますから、その事業費、それからそれに見合うエリア、また地域の選定、その辺を具体的に決めていくというような作業になろうかと思っております。

○高橋委員

そうすると、具体的な平成25年度の予算も含めて考えていくということでよろしいですね。

○（建設）用地管理課長

先ほど平成22年度から地籍調査の事業については、一部国が行うというような制度も新たにできたということで、答弁をさせていただきました。それを活用するというようなことも考えられますので、小樽市の予算として25年度から出てくるのか、それとも26年度から出てくるのか、その辺についてはまだ不確定なところがございます。

○高橋委員

いずれにしても、具体的に進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

◎除雪について

次に、除雪について何点か伺いたいと思います。

先ほど中村委員からおおた同じような質問がありましたので、ダブらない点で確認をしたいと思っております。除雪について、貸出しダンプ制度もあるかと思っておりますけれども、この状況について前年度と比較して、その件数、状況をお知らせください。

○（建設）庶務課長

貸出しダンプの状況でございます。まず、昨年度でございますけれども、実績で申し上げますと、申請が408件ございまして、実施件数が500件となっております。また、本年度は3月6日現在の状況でございますけれども、申

請で405件、実施件数で505件となっております、ほぼ昨年度と同様の状況ということでございます。

○高橋委員

貸出しダンプについてはあまり変化がなかったということなのですね。

その分、先ほど出ていた市民からの苦情、要望が多かったということになるのかなというふうに思います。再度確認しますけれども、先ほど言われた件数について、もう一度お示しいただきたいとします。

○（建設）雪対策課長

平成23年度2月29日現在で2,696件でございます。22年度3月末で2,582件でございます。2月29日現在で22年度の最終よりも既に114件多い状況でございます。

内容別といたしましては、除雪依頼は23年度は2月29日現在で、22年度は最終件数ですが、23年度791件、22年度978件、除雪後の苦情、23年度394件、22年度356件、排雪依頼、23年度545件、22年度496件、砂箱の砂補充、23年度175件、22年度203件となっております。これが主な内容となっております。

○高橋委員

それで、町会の方とも話す機会があるのですけれども、同じ地域の中で道路が1本違っても除雪のレベルが違う場合があるという意見がございました。これはどこの地域についても同じステーションの中、同じ地域の中でも何でそうなるのかというふうによく聞いてみると、町会の方も気づいているのですけれども、業者が道路を1本隔てただけでも違っているところがあって、なおかつオペレーターが昨年のオペレーターと今年のオペレーターとは全然技量が違うという、そういう意見がありました。まずこの件については雪対策課として掌握しているかどうか、確認をしたいとします。

○（建設）雪対策課長

道路の路線ごとですとかステーションごとで、オペレーターも高齢化いたしまして、やめて新人が入っている状況もございますので、その辺は掌握しております。

○高橋委員

これだけ広い地域ですから、若干差があるのは仕方がないと思うのですけれども、除雪レベルの違いが地域によってあまりにも格差があると、これはやはり問題だと思うのです。できるだけレベルの高どまりの方向性を考えてほしいというふうに思うわけですが、心配しているのは、公共工事の事業が減る、そして、建設業界の重機、ダンプ、そういう会社がどんどんなくなっていっているという状況です。恐らくピーク時の半分まではいかないにしても、相当数減っているだろうというふうには考えられます。それを考えると、先ほど言ったオペレーターの技量、それからそういう技術の継承というのはうまくいっていないだろうというふうに思っているわけです。だから、民間の問題として投げておくだけでは解決できませんので、これは雪対策課だけの問題ではないですけれども、毎年の課題になるわけですから、これからまたずっとやらなければならない話ですので、この点について十分検討してほしいと思うのですけれども、考え方について、またどういうふうに行うかと思っております。確認したいとします。

○（建設）雪対策課長

今後、ステーション会議などでオペレーター等の技術向上について周知徹底を図りながら、ステーション間、地域間の格差を解消していくように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○高橋委員

あまりにもあっさりした御答弁で、もうちょっと何かあるのではないのですか。要するに、課長も御存じのようにならざるを得ないわけですよ。ステーション間で差があるというのは、これはあまり言えない話だけれども、その中の業者に相当レベルの差があるというふうには私は押さえています。そうすると、そのJVの組合せ、若しくはそれを使っている業者についても、ある意味点数をつけるとか、きちんとした明確に判断ができるような基準を設け

るだとか、あまりにも苦情の多い路線については、やり方を考えるとか、私はもっと突っ込んだ検討が必要だと思うのです。ですから、そういう意味を踏まえて、もう一回答弁をしてほしいと思います。

○（建設）雪対策課長

今、委員がおっしゃったとおり、最終的には評価もしますし、検定もございますので、その中でも次年度に生かされるように業者に評価もしていきますし、それと業者の構成員はそのときかえられなくても、我々の要望で業者の路線の入替えなども、業者に対して強く意見を述べていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○建設部長

今、課長からいろいろと答弁させていただきましたけれども、基本的に技術継承の部分というのは、今委員からお話がありましたとおり、昨今の公共事業の削減ということもあって、非常に業者が減っているというのは我々も認識を持ってございます。技術継承というのは我々もそうですし、業者にとっても非常に大きな課題だというふうに思っています。今後、除雪だけに限らず、土木、水道も含めてですけれども、そういう技術継承等については業者の方といろいろなことで相談する機会も十分に持ってございますので、その中で検討させていただきたいと思っております。

○高橋委員

もう一点、除雪レベルにかかわる話ですけれども、非常にわだちができてあり得ないような道路管理の状況の路線もありました。それで、いろいろなケースがあるわけですけれども、どちらにしても後々かかるお金であれば、もう事前に苦情が来る路線というのは決まっていると思いますので、よくある話ですけれども、がばっとかくと、置き雪を出すと苦情が来るからかかない。ひどいところだと排土板を上げて通っていただけというところもありますから、そうではなくて、適切にかくという、そういう指導というのですか、それからパトロール、点検、あまりかいていないのではないのかという状況も含めて、きちんとやられているのかどうかということと、それから発注時の予算の計画の立て方、私はそれももう少し工夫したほうが、これだけ長い期間やっているわけですから、それなりのデータも蓄積されているでしょうし、そういう考え方に立って、来年度については検討してほしいと思うのですけれども、これはいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

今の御意見ですけれども、我々も道路パトロールを強化いたしまして、そういうわだちだとか、ざくざくの路面がやはり何か所か見受けられましたので、その辺は我々も強く指導もしていきますし、設計上でも組合せを変えるとか、どういう方法がいいのか、その辺も業者を含めて、いい方法を探りながら来年度の発注に向けていきたいと考えておりますので、よろしく願いします。

○高橋委員

◎水道料金等の徴収業務委託について

それでは、次に水道局に確認をしたいと思っております。

水道料金等の徴収業務委託について質問させていただきたいと思っております。

まず、この業務委託に至った経緯について簡単に結構ですので、お示してください。

○（水道）料金課長

給水収益、下水道使用料が平成11年度をピークに減少し続けている状況にありまして、将来にわたって安定的な経営を維持していくためには、さらなる経営の効率化を図る必要が生じたために徴収業務の委託に至った経過であります。

○高橋委員

それでは、この業務委託の主な内容について簡単に結構です。お示してください。

○（水道）料金課長

当初、料金担当、収納担当で行っていた業務ですが、窓口受付業務、調定関係業務、収納業務、開栓閉栓及び精

算業務、滞納整理業務、給水停止業務、電子計算処理業務となっております。

○高橋委員

次に、業務委託期間についてお示してください。

○(水道)料金課長

平成22年4月1日から25年3月31日までの3年間となっております。

○高橋委員

次に、平成22年度からの業務委託契約料をお示してください。

○(水道)料金課長

3年間同額であります。消費税等抜いた価格で申しますと5,230万円、消費税込みですと5,491万5,000円となっております。

○高橋委員

各年度、同じですか。

○(水道)料金課長

同じでございます。

○高橋委員

そうすると、限度額とほぼ同じ金額ということになりますね。限度額が5,238万円というふうに募集のときに出ている金額なのですが、これでよろしいですか。

○(水道)料金課長

そのとおりです。募集要領で示しました5,238万円という金額に対してプロポーザルを受けておりますので、その範囲以内ということで処理しております。

○高橋委員

それで、この業務委託について丸2年たって3年目にこれから入るところですけれども、この業務委託をやって、水道局としてどのような評価をされているのか、その効果も含めてお示しいただきたいと思います。

○(水道)料金課長

当初の経営の効率化ということで申しますと、財政的な効果としまして、1年間につき約1,000万円という効果になっていることと、あと収納率の向上というのは見られたということですが、平成22年度の5月末時点の過年度を含めた収納率でございますが、0.3ポイントほど増えております。

○高橋委員

それは民間のノウハウが効果として表れたというふうにとらえていいですか。

○(水道)料金課長

やはり専門の業者でありますし、きめ細やかな収納体制でやっておりますので、その結果だと思っております。

○高橋委員

結果的にやってよかったということですよ。

それで、平成24年度で、現在の業者とは業務委託契約が切れるわけですが、前は公募型のプロポーザル方式でやられたわけですが、25年度以降はどのように考えているのか、お示しいただきたいと思います。

○(水道)料金課長

同様に公募型のプロポーザル方式で行いたいと考えております。

○高橋委員

それで、以前にも建設常任委員会で議論になりましたけれども、以前の参加資格要件を見ると、小樽の業者は全く排除されているという議論がありました。この要領を見返しても、なるほどこれでは全く入れないという状況で

ありました。そのときの議論でも、この 3 年間の中で、水道局として小樽の業者に対して、例えば周知だとか資格要件で参加できるような、そういうアドバイスといいますか、話といいますか、そういうものも含めて検討してほしいという、そういう要望が上がっていたと思いますけれども、水道局はどのように今まで検討されてきたのか、お示しいただきたいと思います。

○(水道) 料金課長

以前、委員会等でいろいろな質問が出まして、その後 2 年間経過したわけですが、専門性を有する業務ですので、基本的には専門業者という形になると思いますけれども、個々の業務については、地元の業者についても可能な業務というのはあると思いますので、その辺、JV として参加できるような仕組みについて検討している最中でございます。

○高橋委員

それで新しい平成 25 年度以降のこのプロポーザル方式をどのようにして進めていくかという検討会議みたいなものはいつから行われるのか、どういう内容で行われるのか、現時点でわかっている内容で結構です。お示しいただきたいと思います。

○(水道) 料金課長

水道局では新年度に入ってから、平成 25 年度の業務についても検討を進めてまいりたいと思います。あと、そのほかの内容につきましては、まだ一切出ておりませんので、申し上げる段階にはないと思います。

○高橋委員

それはいつからスタートするのですか。

○(水道) 料金課長

基本的には人事異動が終わったらすぐ新しい体制で進めたいと思います。

○高橋委員

これはいつぐらいまでに、この要領も含めて完成させるのか、恐らく今年の第 4 回定例会で報告があるのかというふうには思うのですが、スケジュールと考え方についてお示しいただきたいと思います。

○(水道) 料金課長

基本的には委託する内容をどうするかの問題と、場合によっては職員組合との調整等もありますので、基本的には第 4 回定例会までに取りまとめたいとは考えておりますが、今のところそのような状況でございます。

○高橋委員

先ほども申し上げましたように、小樽でできるものはぜひとも小樽で発注をしていただきたい。いろいろ検討して難しい部分もあるかもしれませんが、こういう状況ですので、我々議会としてのそういう要望も含めて、次回の公募型のプロポーザル方式については検討願いたいと、最後に要望しますので、御答弁をいただいて終わります。

○水道局長

私は 3 月で退職しますので、今後のことを言うのは適切かどうかわかりませんが、水道局の考え方としては、先ほど来から工事の発注についても本当に地元でできるものは地元ということで、今までもいろいろ管設備もプラント一体にしたものを分離して、できるだけ地元でできるものはやっていたということ、それから、電気設備についても、今後は JV でできるものは JV で、それと今のいろいろな業務委託についても、これまではどちらかという大手でやっていた部分を地元企業に参加意欲があるかどうかというものを検証しながら、そういう業者にも配慮するという形で、一番いいのは共同企業体という形を参加の中に入れるのが一番いいのかというふうな考え方を持っております。

その辺はやはり今後進めていく中で、企業側の状況というものもある程度とらえながら進めていかなければなら

ないのかというふうに思っております、そのほか今までのいろいろなやり方も、民間に委託できるものを拡大していかなければ、年間4,000万円の水道料金収入が減っていますので、これに対応するようなスリム化を図っていかなければなりませんので、そういうことも含めて、民間委託の拡大も検討していかなければならないということで、先ほど料金課長が御答弁された組合との協議も並行的に進めて、できるだけコア業務だけを水道局職員が担うと、それでアウトソーシングを進めていくということで、経営の安定化を図っていきいたいということで考えております。

○秋元委員

◎木造住宅の耐震改修について

初めに、木造住宅の耐震改修について伺いたいのですけれども、今回、計上された予算から見れば本当に少ない、31万5,000円というこの木造住宅耐震改修促進経費の内訳についてどういうものなのか、お示しいただけますか。

○（建設）建築指導課長

耐震診断の31万5,000円の内訳でございますけれども、これは助成金でございます、1棟分上限3万円の10棟分を見ておりました。そのほかに経費を1万5,000円見て、31万5,000円ということでございます。

○秋元委員

非常に少ないという思いでいました。昨年6月の第2回定例会でも、いろいろと耐震の話をさせていただきました。市としても耐震改修促進計画を立てておりました、非常に高い目標を掲げられておりますけれども、今回、予算書を見て、この10棟分ということで、限られた予算の中で、確かに厳しい中で組んだ予算ですから、非常にわかるのです。ただ平成21年3月に出了た耐震改修促進計画の本気度といたっておかしいですけれども、数字で言いますと、当時からいきますと9,100戸が自然更新で耐震化されるだろうと。当時より10.9ポイント自然のままでも上がるのでしょと。ただ、計画の中ではその約2倍に当たる1万8,400戸を耐震していくことで、90パーセントという非常に高い目標を掲げられておりますので、その計画と照らして、どういうふうに今後進めていくおつもりなのか、その辺の考え方を伺いたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○（建設）建築指導課長

小樽市の耐震改修促進計画は平成21年3月に施行されまして、現在に至っておりますけれども、特に住宅だとか、建築物については、27年度を目安にしまして、90パーセントの耐震化を図っていこうという計画でございます。ただ、この住宅の耐震化については、我々も市民に広報等を通していろいろPRをしているのですけれども、耐震診断というだけではなかなかちょっと難しい部分もございまして、昨年10月にも広報で広くお知らせしてはいますが、なかなか応募がないという状況でございます。今後こういった問題もいろいろ考えていかなければならないとは思っていますが、まずはPRしていこうということで、ホームページ等を通してやっている状況でございます。

○秋元委員

非常に災害の少ないまちですから、やはり市民の方のそういう感覚といいますか、まだまだ認識不足の点もあるかと思うのですけれども、これも昨年話させていただきました小樽市で出している揺れやすさマップ、この中で石狩と増毛、また直下型の地震により市内全域でどのような震度があるかということで出されているものですが、この三つの地震で共通するのは、高島ですとか臨港地域、また銭函ですとか朝里のほうはこの三つのどの地震を通して、非常に揺れるだろうということが予想されていまして、この耐震改修促進計画の中でも地盤沈下ですとか、液状化の問題が指摘されている地域も重なっております。そういう部分でも、特にこの地域だけというふうには言えないと思いますけれども、ある意味でこういう的が絞られているようなデータもありますので、これも活用しながら耐震を進めていかなければならないだろうというふうに思っています、ですから、前回ももう少し細かい数値を伺いますか、メッシュの計測の部分もやっていただきたいという話をさせていただいたのですけれども、この三つの地震で震度が大きくなっている部分について、どういうふうに今後進められますか。ほかの区域と全く

同じように進められていくのか、その辺はどうでしょうか。

○（建設）建築指導課長

揺れやすさマップの件でございますけれども、想定している地震というのが、石狩で起きる海溝型地震、もう一つは増毛のほうで起きる内陸活断層による地震、それと三つ目としましては、直下型という三つの地震を想定しているわけでございますけれども、一番大きい部分については直下型でございます。この三つの地震いずれについても、どのような地震が来ても、委員がおっしゃったとおり、高島地区なら高島地区が強弱の上では地震が起きるということでございます。我々もこういった地震をホームページでお知らせしてはございますけれども、もう少し工夫を凝らしてホームページの中でわかりやすいようにやっていきたいというふうに思っています。

○秋元委員

昨年、総務常任委員会でも新潟市へ視察に行きまして、そのときも耐震とか揺れやすさマップの話にもなりまして、以前にもお話ししたとおり、市が公共事業などで持っているデータを活用しながら揺れやすさマップなどに反映させている、そういうデータも使いながら民間業者にあまり高くないような料金を設定して委託して、かなり精度の高いものをつくっているという話をさせていただきました。今御答弁いただきましたが、将来的にそういう市が持っている、公共事業などを行ってきた中で蓄積されてきたデータなども使いながら、もっと詳細なものというのをつくっていくような、本当はすぐ取りかかってもらいたいという思いもありますけれども、ただ、予算の関係もあるでしょうから、その辺の考え方というのはどういうふうに思われますか。

○（建設）建築指導課長

揺れやすさマップにつきましては、北海道で、北総研でデータをつくっておきまして、そこで聞いたところによりますと、やはりなかなか自前ではつくれるものではないと。いわゆる揺れやすさマップというのは、地震が起きたときに、周りに被害を与えるので、耐震診断とか改修だとか、耐震改修促進計画をつくっていく上で支援していくためにつくったという経過がございます。そのような中で、我々もデータ自体はいただいておりますので、公共事業の地質データなどということと組み合わせれば、できるのかということも聞いてみたのですが、かなり専門的な部分があって、難しいというような話は聞いておりますので、そういった部分については今後もう少し研究していきたいというふうには考えております。

○秋元委員

それで、先ほど来ほかの委員からも質問がありましたが、住宅リフォーム助成制度が建設常任委員会の提案で進められて、予算も約2,000万円ついておりますけれども、この耐震改修促進計画の中で、リフォーム、また増築時の耐震改修の有効性についても市民向けのセミナーなどでも周知していくということなのですが、このリフォーム助成制度の中では耐震というのは含まれないのですか。

○（建設）建築住宅課長

特に耐震ということは頭出ししておりませんが、基本的には耐震改修もリフォームの一部というふうに考えておりますので、対象にはなるというふうに考えてございます。

○秋元委員

ということですので、ぜひ有効に耐震の部分でも活用していただければというふうに思いますので、お願いいたします。

また、町会との連携の中で、自主防災組織の育成など取り組んでいくということなのですが、これは、所管が違うと思うのですが、どういうふうに連携されていくのですか。

○（建設）建築指導課長

どのような町会との連携ということだと思うのですが、私どものほうは、耐震改修の中で一つは出前講座というのを持っていて、こういったものを活用していきたいということがございます。それから、町会を通し

てやはり耐震診断だとか改修だとか、助成制度を持っていますので、何か情報を提供していればということでは考えているのですけれども、なかなかうまく決まっていけないという部分もございまして、今後はそういった部分でやらなければならないのかというふうに思っております。

○秋元委員

耐震がより一層計画的に進むように御努力をまたお願いしたいというふうに思います。

○秋元委員

◎公園施設長寿命化計画について

最後になりますけれども、公園施設長寿命化計画で今回800万円が予算計上されておりますけれども、平成23年度は計画準備で現地調査、健全度の判定というふうにありますけれども、状況について説明いただけますか。

○（建設）堤主幹

平成23年度の事業概要ですけれども、市内に92公園ございます。このすべての公園の施設、遊具、ベンチ、それからトイレなど、すべての施設を診断させていただきました。それで、一つは現状の点検と、それから安全点検をして、それに伴う健全度、危険度の判定をさせていただきます。その判定につきましては、A、B、C、Dという、これは道から指針が出ていまして、4段階の鑑定で行ってございます。それで、平成24年度の事業でございます。予算としては800万円計上させていただいておりますので、今度はその結果を踏まえて、修繕計画、工法や優先順位などの部分、予算的なこともございますので、その部分の検討、それから消耗品等がございまして、交換時期の検討などを行って、そのほかに当然施設保全をしていかなければならないものですから、その保全の基本方針、それからコスト縮減の観点からでも検討していかなければいけないということで、そういった部分を24年度には実施していきたいと考えております。

○秋元委員

あまり活用されていないような公園もあるかと思うのですが、そういう公園については違うような目的に使うというのもあり得ると考えられますか。

○（建設）堤主幹

我々はそういった観点で、今後、整備計画をつくっていこうと思っております。使われない施設をそのままという形になりませんので、有効活用していきたいと思っておりますので、今、使っている仕様が変わるということは当然出てくるかと思っております。

○秋元委員

言いたいことは次の定例会で言わせていただきたいと思いますので、今日は終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○山口委員

◎空き家再生等推進事業について

最後ですので、簡単に1点だけ質問いたします。

本会議でも共産党の北野議員から、あと予算特別委員会でもありましたけれども、空き家の問題です。これは以前にも私は空き家の再生という観点から幾つか提案を申し上げたり、相談を申し上げたりしているのですが、主に空き家については、地域経済の構造が変わって、ある意味では、当然、固定資産税も今どんどん下がっていく、地価も下がるということで、いわゆる地域のそういう資源がどんどん劣化していっているということですよ。それが問題で、今、全国的に空き家の問題がクローズアップされてきていると。北海道は今年、特に雪が多いということで、道央では空き家が雪で倒壊したり、行政がそういう私的な財産についても一定程度介入して解決していこう

というふうな意味で、各自治体が空き家の管理条例のようなものをおつくりになっていると。それで、小樽市としてもそういうものを検討したらいかがかという議論だったと思います。

私は、確かにそういう議論も今後必要になってくるとは思いますが、そういうマイナス思考ではなくて、空き家は逆に地域の資源として活用できないかという観点でずっと議論を申し上げてきたつもりなのです。

そういう観点から、たまたま今回、国土交通省の空き家再生等推進事業というのがメニューとしてあることを見つけてまして、これについて小樽で活用できないかと、こういう観点から質問いたしたいと思います。

まず、資料をお渡ししてありますので、この国土交通省の空き家再生等推進事業は再生と除却という二つのことに分かれて事業が想定されているわけでございますけれども、この事業の目的について御説明をしていただきたいと思えます。

○（建設）まちづくり推進課長

目的につきまして簡単に説明いたしますと、不良空き家住宅が地域活性化を阻害している一因となっている産炭等地域又は過疎地域において、住環境の整備、改善又は地域の活性化に資するものということで、こういったことで先ほど委員がおっしゃったように除却タイプと活性化タイプがあり、活性化タイプというのは建物を再生して使うもの、除却というのは壊した後に土地を有効活用するもの、そういったことでタイプが分かれているといった事業となっております。

○山口委員

今、説明をしていただいたように、本市は、今、過疎地域に指定されているわけです。本市でこの事業を活用する場合には、条件としては対象になるわけですか。なりますよね。

○（建設）まちづくり推進課長

まだ、正式には国や道に確認はしていませんが、この字面で言えば、過疎地域ということであれば対象になるのかとは思えます。

○山口委員

事業の概要でございますけれども、当然これは補助メニューでございますよね。これについて詳しくお知らせください。

○（建設）まちづくり推進課長

この事業は社会資本整備総合交付金というふうに、補助事業が一つに一括されていますが、その中の一つの事業として位置づけられております。内容としましては、先ほど申し上げましたように、タイプが活用事業タイプ、除去事業タイプの二つに分かれておりまして、活用事業タイプで言いましたら、事業者が地方公共団体の場合と民間の場合がございます。例えば地方公共団体の場合は、交付金 2 分の 1、自治体が 2 分の 1、また民間の場合は、国、地方自治体、民間が 3 分の 1 ずつ出して事業を行っていくと。除去タイプについても同じような補助率となっております。

内容としましては、先ほど申しましたように、活用事業としては空き家など使われていないものについて改修をして、それらを宿泊などで活用していくというようなことに使われると。それから、除去タイプについては壊した後、公園などに使っていくと、そういったことで利用できないかという事業でございます。

○山口委員

今、説明していただいたように、この事業というのは、例えば民間が事業主体で行った場合、3 分の 1 の事業者負担で済むわけです。ただ、問題は、国が 3 分の 1 を出しますが、自治体も 3 分の 1 を拠出しなさいといけないということです。こうした事業というのは一定の事業効果というか、そういうものがないとだめではないかというふうに思うわけです。

先ほどから若干旧国鉄手宮線に触れたお話もございましたけれども、私はこの事業というのは、今後、旧国鉄手

宮線を取得されて、それから用地については整備を行っていくということで、平成27年度をめどに線路の跡地については整備をしたいとおっしゃっているわけです。基本的には、あの沿線が再生されることを目的として、ある意味では鉄道の跡地の整備も行われるということでございます。沿線の再生については、まだ具体的にどういふふうにしたらいいかということは議論がされておられません。私はいろいろ提案をさせていただいておりますが、そういう意味で特に浅草通り、日銀通から中央通に至る部分の大半、半分以上といてもいいと思いますけれども、ここについては雪あかりの路の会場になってございますが、非常にまちの真ん中で一番ある意味では景観のハイライトのような地域の中に、空き家というよりも廃屋ですね、言ってみるなら、問題のあるいわゆる廃屋部分があるわけです。ここが再生されない限りは、私は旧国鉄手宮線の整備の目的を果たしたことになるのではないかと。せっかく大金をかけて取得して整備もするわけですから、そこがある意味では街なか活性化計画の中でも位置づけをされております観光地域と運河、堺町周辺とまちなかの中心商店街とを結びつけるような拠点として位置づけもされているわけですから、その整備をぜひともやっていただきたいということをお願い申し上げている。

私は、この事業は民間が、例えばファンドでお金を集めて事業主体になって、行政と一緒にやるということがもし可能であれば、十分にやり得る事業ではないかというふうに思うわけです。大きなビルを建てるというようなことではなくていいと思います。駅舎もせっかくできたわけです。駅舎から手宮側について、私は鉄道整備については、ウッドデッキを1メートルぐらいかさ上げして、ずっと長大なホームで仲見世通りまでおやりになったらいかがかと。そうすると、線路側が表玄関になって沿線の再生が進むと、そういうことを申し上げている。それと並行して、あの沿線の廃屋群ですね、これを今申し上げている事業で再生をしていくと。こういうことを念頭に置いて、目的にして、これから議論をして具体化していく必要があるのではないかというふうに思うわけです。

これについてどういふふうにするのかということをお聞きしても、どんな感想が出るかわかりませんが、それ以外に、私はやり得る事業があるのかと。ほうっておいていいわけではありませんよね。私が今申し上げたこの事業を抜きにしても、どのようにあの廃屋群を、今後、再生をさせていこうという考えや議論がこれまであったのか、その辺の経緯についてまず話をさせていただきたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

今、委員がおっしゃられている空き家群については、我々も大変苦慮しているところでございます。その再整備のあり方については、過去にはCGをつくりまして、そのあるべき姿というのを検討してまいりました。また、具体的にはその地権者、土地とか家屋の地権者も調査して、実際に今当たっているところもでございます。そういった中では、実は権利関係の調査については非常に難航しております。当然、今おっしゃられた事業というものも念頭に入れながら、そういった調査もいたしております。ただ、そういった不明地主などが結構ネックとなっていて、まだまだ具体的な計画をつくるまでの段階には至っていない、そういった状況でございます。

○山口委員

認識としては、皆さんが共通に思っているというふうに思うのです。何度も申し上げておりますけれども、小樽の観光、これも大変ポテンシャルが下がってきていると。かつて他の地域の観光地についてもいろいろ調べたりしておりましたけれども、いったん下がりかけると、本当に加速度的に落ちるのです。それをまたイメージを上げるというのは大変な作業でして、やはりずっとポテンシャルを保っていくということが重要だと思います。

今、投資がとまっているということが一番問題なわけです。魅力がないから投資がとまるのです。やはり新たな投資がこのまちに行われて、そして新しい魅力が継続的につくられていくということがないと、観光地としてのブランド力というのは保てないわけです。そういう意味で、まずできることは何かというふうに考えた場合に、私は繰り返して申し上げておりますけれども、やはり今申し上げている旧国鉄手宮線沿線と、もう一つはやはり夜景眺望の天狗山地域、それと港だと。まだ祝津もありますが、観光基本計画で位置づけられた地域はみんなそうだと思いますけれども、やはりそういうものをプライオリティーを決めて整備をしていく。これは官の側がやる

部分と民の側がやる部分とをしっかりと仕分けして、協働の事業としてやっていくということが重要だと思います。

そういう意味で、私は今申し上げたような事業、あの地域についてはビルなど建てる必要はないと申し上げましたが、それこそ木造でも鉄筋コンクリートでもいいのですけれども、長屋のような建物を想定しております。40メートルぐらいあるわけですけれども、例えば2階か3階建ての棟続きの長屋のような建物をつくって、1階部分は飲食のテナントがずっと入るとか、2階、3階部分については居住していただくか、それとも二地域居住で若干使っていただくとか、いわゆる短・中期の滞在の宿屋、そういうふうにやると。そういうものを運営するまちづくり会社みたいなものをつくって、住民がそれを管理・運営していくというようなことです。そういうふうにやると、ある意味では新たな観光資源にもなり得るのではないかなと。できればJRにも協力していただいて、その長屋の1階の一部に客車を入れ込むようなこともすれば、旧国鉄手宮線というのが北海道の鉄道の起点、ゼロマイル起点になるのだと、その鉄道が残っているのだということのあかしになるというふうに思いまして、そのような事業を、民間に働きかけをして、いわゆるファンドで一定の額を集めて立ち上げていく。それに行政が協力をしていただくというようなことを想定できるのではないかというふうに考えたわけです。

その土地、建物の権利関係等を一定程度お調べになっているようですから、そういうふうなことを想定して、そういう協働事業ですから、お互いに協力し合いながら、このことについて実現できるように協力をお願いしたいというふうに思いますが、その点についてお聞きをして質問を終わります。

○建設部次長

旧国鉄手宮線の廃屋周辺の有効活用ということでございますけれども、これまでも何度も御指摘をいただいているところでございまして、基本的な考えと申しますか、小樽観光への影響だとか、あるいは土地利用、長屋、低層あるいは宿泊施設だとかと、そういった土地利用ができれば小樽観光にも資するという、そういった基本的な考え方は全く私たちと委員とはずれはないというふうに思っているところであります。

市といたしましても、課長が答弁いたしましたように、権利者関係などの情報収集だとか、私たちも低層の長屋形式がいいというふうに思っております、そんなCGも描いたりもしています。そういう意味で、今できることは最大限やっているつもりではございますけれども、残念ながら具体的にこの事業を立ち上げるとなれば、民民の土地の問題あるいは今の廃屋の問題、権利者関係も非常に複雑だということもありまして、そこに市が頭から介入をしていくということにはできないものですから、これは委員が御指摘のとおり、民のほうで一定程度ディベロップ一的になられる方と申しますか、そういう方がある程度出てきて、具体的な計画の絵などをお示しいただかなければ、なかなか行政としても入っていけないという、そういう状況かというふうに思っています。

そういった意味で、こういった議会で話題として取り上げられたり、あるいは旧国鉄手宮線の活用の中でそういった話題が出てきたり、いろいろな方法で外に情報を発信するなど、あるいは議員の皆さんのお力をかりながら、そういった民間の事業者の方が何とか手を挙げてくれるような、そのような状況というのを少しでもつくり上げていけたらいいというふうに思っておりますので、私たちもできる限りそういった意味で情報発信していきますので、御協力も含めてお願いをしたいというふうに思っております。

○山口委員

私どももこの事業ができるように今後一生懸命努力をしていきたいと思っておりますので、ぜひ協力方お願いしたいと思っております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。